

後期高齢者医療窓口負担割合の見直しについて

★10月1日から自己負担割合の区分に「2割」が新設されます

令和4年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が新設され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

令和4年9月30日まで

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



令和4年10月1日から

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

★所得金額や収入合計に応じて、「2割」負担の判定を致します

1割負担の方で、以下①または②を満たす方は、自己負担割合が「2割」となります。

- ①世帯に被保険者が一人：課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額200万円以上
 - ②世帯に被保険者が二人以上：課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上
- ※令和4年10月からの自己負担割合は、令和4年8月下旬頃までは判定できませんので、ご了承ください。

★自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減（配慮措置）について

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、自己負担割合が「2割」となる方に対し、急激な自己負担額の増加をおさえるため、外来医療の負担増加額の上限が1か月あたり最大3,000円までとなります（別途申請が必要になる場合があります）。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に後日支給します。

後期高齢者医療被保険者証が新しくなります。

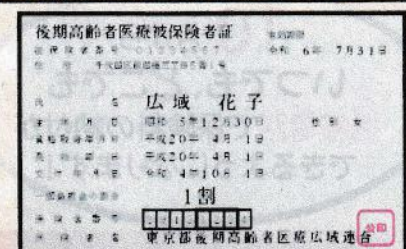
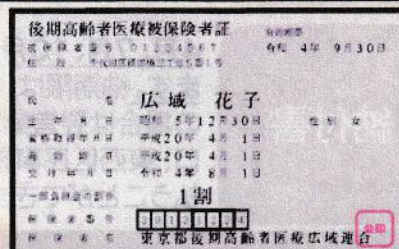
★令和4年7月と9月にそれぞれ後期高齢者医療被保険者証をお送りします。

後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」）を令和4年8月の更新時期に合わせて、皆様へお送り致します。また、自己負担割合の区分「2割」の新設に合わせて、再度被保険者証を送付致します。7月中旬にお送りする被保険者証については、有効期間が全て令和4年8月1日～9月30日の2か月間のみとなっておりますので、医療機関にご提示いただく際にご注意ください。

有効期間
～令和4年7月31日
オレンジ色

有効期間
令和4年8月1日～9月30日
(7月中旬発送予定)
藤色

有効期間
令和4年10月1日
～令和6年7月31日
(9月中旬発送予定) 水色



【問い合わせ先】豊島区 区民部 高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ 資格担当
電話 03-3981-1332 (直通) ※平日 午前8時30分～午後5時